



# 人間ドックの補助金請求について

健診の予約（実施）の前に「健康診査等補助金支給規程」と「人間ドック実施細則」をご一読ください。

◇ 下記事項についてご確認のうえ、補助金の請求をしてください。

健診実施時の注意	<ol style="list-style-type: none"> <li>「特定健診項目を含む指定検査項目」が全て実施可能な健診機関であること。</li> <li>日本国内の健診機関であること。</li> </ol>
請求書の記入要領	<ol style="list-style-type: none"> <li>太線枠内をすべて記入すること。</li> <li>請求する項目の番号に○をし、その費用を記入すること。                  ※○または金額の記載がない項目は補助金の審査を行いません。                  ※マンモグラフィ・乳腺超音波はいずれか1項目の請求となります。                  ※追加検査が人間ドックコースに含まれている（別途、追加費用が発生しない）場合は人間ドックとして補助しますので、追加検査項目に○の記入は不要です。</li> </ol>
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>健診機関発行の領収書の原本で下記の記載があるもの。                  (1) 追加検査項目を併せて受診した場合は「追加検査項目」と「その項目ごとの金額」記載がなく、正当な理由がない場合は補助の対象となりません。  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">◎「乳がん検診」等の検診種別ではなく、「マンモグラフィ」等の検査項目の記載が必要です。</div>                 (2) 特定健診部分の金額                  ※健保連の集合契約A料金と同額の場合は記載不要です。                  ※年度内35歳～39歳の方は料金に係らず記載不要です。</li> <li>健診結果表の写しで下記の項目があるもの。                  「特定健診項目を含む組合指定検査項目」のある人間ドック結果表</li> </ol>
補助金支給方法	この請求による補助金は、事業所を経由して支払います。 (任意継続被保険者は指定口座に直接振り込みます。)
補助金支給制限	次のいずれかに該当する場合は、補助の対象となりません。 <ol style="list-style-type: none"> <li>2日（1泊）ドックを受診した。</li> <li>受診日に組合員資格を有していない。</li> <li>受診する年度内（4月1日から翌年3月31日）に年齢が34歳以下。</li> <li>この人間ドックを受診する以前、同年度内（4月から翌年3月）に「生活習慣病健診」「人間ドック」のいずれかを受診し補助を受けている。</li> <li>請求期限（翌年度5月末日健保必着）を過ぎて提出されている。</li> <li>受診前日からの飲食制限を守らなかった。</li> <li>妊娠またはその可能性がある方（腹囲実測、胸部X線、上部消化管X線撮影等三井健保の指定検査項目が受診できないため）</li> <li>指定検査項目に自己都合による未受診項目がある。</li> <li>添付書類に不備がある。</li> </ol>

☆ 添付書類を再度ご確認ください。（下記事項がない場合は補助の対象となりません。）

添付書類	確認項目	<input checked="" type="checkbox"/> チェック欄
健診結果表	①「総合判定」または「医師の判断（所見）」	<input type="checkbox"/>
	②「他覚症状」等の内科診察の所見	<input type="checkbox"/>
	③「健康診断を実施した医師の氏名」	<input type="checkbox"/>
	④「腹囲」	<input type="checkbox"/>
領収書	① 受診者の氏名（会社名のみは不可）	<input type="checkbox"/>
	② 追加検査項目を受けた場合は検査項目ごとの内訳	<input type="checkbox"/>

※当組合の『個人情報保護について』はウェブサイトをご覧ください。